

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	プライマーRS-2主剤
製品コード	-
会社名:	サンスター技研株式会社
住所	山梨県南アルプス市宮沢181-1
担当部門	品質保証部
電話番号	055-284-3801
緊急連絡電話番号	055-284-3801
化学品の推奨用途及び使用上の制限	建築シーリング材用プライマー

2. 危険有害性の要約

GHS分類および注意書きを含むラベル要素

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分2

健康に対する有害性

急性毒性(経口) 区分に該当しない
急性毒性(経皮) 区分に該当しない
急性毒性(吸入:ガス) 分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気) 区分4
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 分類できない
皮膚腐食性/刺激性 区分2
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 区分2A
呼吸器感受性 分類できない
皮膚感受性 区分に該当しない
生殖細胞変異原性 区分2
発がん性 区分2
生殖毒性 区分1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)、
区分3(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器、神経系)
誤えん有害性 分類対象外

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期(急性) 区分2
水生環境有害性 長期(慢性) 区分3
オゾン層に対する有害性 分類できない

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

H225 引火性の高い液体及び蒸気
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H370 臓器の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

P201 使用前に取扱説明書入手すること。
P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。
P233 容器を密閉しておくこと。
P240 容器を接地すること/アースをとること。
P241 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
P242 火花を発生させない工具を使用すること。
P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
P271 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
P273 環境への放出を避けること。
P280 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

P370+P378 火災の場合: 消化するために二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤を使用すること。
P304+P340 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P312 気分が悪いときは医師に連絡すること。

- P303+P361+P353 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワー、石鹼で洗うこと。
 P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 P332+P313 皮膚刺激が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。
 P312 気分が悪いときは医師に連絡すること。
 P305+P351+P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 P337+P313 眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。
 P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察/手当てを受けること。
 P314 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。

【保管】

P403+P235、P233、P405 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。容器を密閉し施錠して保管すること。

【廃棄】

P501 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

GHS分類に関係しない又はGHSで扱われない他の危険有害性

知見なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
化学名又は一般名称

混合物
プライマー

化学名又は一般名称	CAS番号	官報公示整理番号(化審法・安衛法)	含有量(%)	化学物質管理促進法(PRTR法)
キシレン	1330-20-7	3-3	15	第1種指定化学物質管理番号.80
エチルベンゼン	100-41-4	3-28	10	第1種指定化学物質管理番号53
酢酸エチル	141-78-6	2-726	20~30	対象外
酢酸ビニル	108-05-4	2-728	1未満	含有量より対象外

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

気分が悪い時は医師を呼ぶこと。
直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぎ取り去ること。
水又は適温の流水で洗浄した後、石鹼を用いてよく洗い落とす。
気分が悪い時は医師を呼ぶこと。

眼に入った場合

脱いだ衣類を再使用する前に洗濯し汚染除去すること。
皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを求めると。
水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は医師を呼ぶこと。
口をすすぐこと。ただし意識の無い場合には、口から何も与えてはいけない。
嘔吐が自然に起こった時は嘔吐物が気管に入らないよう身体を斜めにする。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

知見なし

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

知見なし

医師に対する特別な注意事項

知見なし

5. 火災時の措置

適切な消火剤:

二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤、乾燥砂

使ってはならない消火剤

水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある

火災時の特有の危険有害性:

極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。

特有の消火方法:

引火性の高い液体及び蒸気
火災発生場所周辺への関係者以外の立入りを禁止する。
消火作業は風上から行う。
消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないように適切な処置を取る。
大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な化学用保護衣を着用する。

消火を行う者の特別な保護具及び予防措置:

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置:

作業者は適切な保護具(8. ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

環境に対する注意事項:

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
密閉された場所に入る前に換気する。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化方法と機材:

危険でなければ漏れを止める。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策： すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
 関係箇所に通報し応援を求める。
 回収、中和： 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
 大量の場合、盛土で困って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策： 保護手袋、衣類及び眼、顔面用の保護具を着用すること。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 局所排気・全体換気： 蒸気の発生源を密閉する設備または局所排気装置を設ける。
 安全取扱い注意事項： 接触、吸入または飲み込んではいならない。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 蒸気を吸入しないこと。
 屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。

保管

技術的対策： 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。－禁煙。
 容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。
 保管条件 冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。
 容器は直射日光や火気を避けること。
 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。
 施錠して貯蔵すること。
 容器包装材料： 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)：

成分名	キシレン	エチルベンゼン	酢酸エチル	酢酸ビニル
管理濃度	50ppm	—	200ppm	10ppm
許容濃度：産衛学会(2005年版)	50ppm	50ppm	200ppm	—
ACGIH(2007年版)TLV-TWA	100ppm	100ppm	400ppm	10ppm

設備対策： 換気及び洗眼器、シャワー等の設置を配慮する。

保護具

呼吸器の保護具： 必要に応じ呼吸器保護具を着用すること。
 手の保護具： 保護手袋を着用すること。
 眼、顔面の保護具： 眼の保護具を着用すること。
 皮膚及び身体の保護具： 作業着等を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态： 液体
 色 無色透明
 臭い： 溶剤臭
 融点／凝固点： データなし
 沸点、初留点および沸騰範囲 データなし
 可燃性 データなし
 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 データなし
 引火点： 16℃
 自然発火点： データなし
 分解温度： データなし
 pH： 該当せず
 動粘性率 データなし
 溶解度： 有機溶剤に溶解。
 n-オクタノール／水分配係数(Log値) データなし
 蒸気圧： データなし
 密度又は相対密度： 約1.0
 相対ガス密度： データなし
 粒子特性 データなし
 その他のデータ データなし

10. 安定性及び反応性

安定性： 常温では安定
 化学的安定性 常温では安定
 危険有害反応可能性 アミン等と反応する
 避けるべき条件： アミン等
 混触危険物質： データなし
 危険有害な分解生成物(一酸化炭素、二酸化炭素、水以外)： データなし

11. 有害性情報

急性毒性

	経口	経皮	吸入(ガス)	吸入(蒸気)	吸入(ミスト)
キシレン	区分5	分類できない	区分に該当しない	区分4 6700 ppm	分類できない
エチルベンゼン	区分5	区分に該当しない	区分に該当しない	区分4 4000ppm	分類できない
酢酸エチル	区分に該当しない 4940 mg/kg	区分に該当しない 18000 mg/kg	区分に該当しない	区分4 3658ppm	分類できない
酢酸ビニル	区分に該当しない	区分に該当しない	区分に該当しない	区分4 3184ppm	分類できない

急性毒性(経口)	含有成分のATEから混合物としてのATEを計算し、急性毒性(経口)を「区分に該当しない」に分類した。
急性毒性(経皮)	含有成分のATEから混合物としてのATEを計算し、急性毒性(経皮)を「区分に該当しない」に分類した。
急性毒性(吸入:ガス)	別表に示す含有成分が気体ではないことから、区分に該当しないとした。
急性毒性(吸入:蒸気)	別表に示す含有成分のATEから混合物としてのATEを計算し、急性毒性(吸入(蒸気))を区分4に分類した。
急性毒性(吸入:粉塵、ミスト)	データなし
皮膚腐食性/刺激性	以下の各成分の含有量から区分2に分類した。 キシレン 区分2 エチルベンゼン 区分3 酢酸エチル 区分に該当しない 酢酸ビニル 区分2
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	以下の各成分の含有量から区分2Aに分類した。 キシレン 区分2A エチルベンゼン 区分2B 酢酸エチル 区分2B 酢酸ビニル 区分2
呼吸器感作性	データなし。
皮膚感作性	以下の各成分の含有量から「区分に該当しない」に分類した。 酢酸エチル 区分に該当しない
生殖細胞変異原性	以下の各成分の含有量から区分2に分類した。 キシレン 区分に該当しない エチルベンゼン 区分に該当しない 酢酸エチル 区分に該当しない 酢酸ビニル 区分2
発がん性	以下の各成分の含有量から区分2に分類した。 キシレン 区分に該当しない エチルベンゼン 区分2 酢酸ビニル 区分2
生殖毒性	以下の各成分の含有量から区分1Bに分類した。 キシレン 区分1B エチルベンゼン 区分1B 酢酸ビニル 区分に該当しない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	以下の各成分の含有量から区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)、区分3(気道刺激性、麻酔作用)に分類した。 キシレン 区分1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)、区分3(麻酔作用) エチルベンゼン 区分2(中枢神経系)、区分3(気道刺激性) 酢酸エチル 区分3(気道刺激性、麻酔作用) 酢酸ビニル 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	以下の各成分の含有量から区分1(呼吸器、神経系)に分類した。 キシレン 区分1(呼吸器、神経系) 酢酸ビニル 区分2(呼吸器)
誤えん有害性	粘性の観点から分類対象外とした。 キシレン 区分2 エチルベンゼン 区分1

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	以下の各成分の含有量から区分2に分類した。 キシレン 区分2 エチルベンゼン 区分1 酢酸エチル 区分に該当しない 酢酸ビニル 区分2
水生環境有害性 長期(慢性)	以下の各成分の含有量から区分3に分類した。 キシレン 区分2 エチルベンゼン 区分に該当しない 酢酸エチル 区分に該当しない 酢酸ビニル 区分に該当しない
残留性・分解性	データなし
生態蓄積性	データなし
土壌中の有害性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

13. 廃棄上の注意:

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

陸上、海上、航空の国際規制及び国内規制

国際規則

国連番号	1133
国連輸送名	接着剤
国連分類	クラス3(中引火点引火性液体)
容器等級	II
緊急時応急指針番号	128
海洋汚染物質(該非)	データなし
MARPOL73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液 体物質(該当・非該当)	データなし

国内規制

陸上輸送	消防法に定められている輸送方法に従う。
海上輸送	船舶安全法に定められている輸送方法に従う。
航空輸送	航空法に定められている輸送方法に従う。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。

15. 適用法令

国内法令名称、規制

労働安全衛生法:

施工令 別表第一 危険物(第一条、第六条、第九条)	引火性の物
有機溶剤中毒予防規則(有規則)	第2種有機溶剤等
名称等を通知すべき、およびリスクアセスメントが必要な危険物及び有害物(57条の2、3):	キシレン、酢酸ビニル、酢酸エチル、 エチルベンゼン
名称等を表示すべき危険物及び有害物(57条):	キシレン、酢酸エチル、エチルベンゼン
労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの(がん原性物質)	酢酸ビニル

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(通称 PRTR法):

第一種指定化学物質 管理番号 80	キシレン	15%
第一種指定化学物質 管理番号 53	エチルベンゼン	10%

毒物及び劇物取締法:

非該当

消防法:

危険物 第4類 第1石油類

その他:

無し

16. その他の情報

ホルムアルデヒド基準:(日本シーリング材工業会)ホルムアルデヒド汚染対策のための自主管理規定
プライマーRS-2 :JSIA-004076 F☆☆☆☆

引用文献

- 1) 化学物質の危険・有害性便覧(中央災害防止協会)
- 2) 許容濃度等の勧告(2005年、日本産業衛生学会)
- 3) ACGIH

この安全データシートに記載の内容は、最善の調査に基づき現時点で入手できた情報により作成しておりますが、物理化学的性質、危険有害性等に
関してはいかなる保証をするものではありません。本製品は、この安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱ってくださ
い。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には用途、用法に適した安全対策を実施のうえご利用下さい。
尚、法改正や新しい知見、製品の改良等に伴い、予告なく安全データシートを改訂する場合があります。